

一般廃棄物処分業許可証

住所 京都市伏見区羽東師古川町233番地
(法人にあっては
主たる事務所の所在地)

氏名 株式会社カンボ
(法人にあっては
名称及び代表者
の氏名) 代表取締役 横山 秀昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた者であることを証する。

京都市長 門川 大作



許可の年月日 令和元年8月13日

許可の有効期限 令和3年8月9日

平成21年	8月10日	新規許可
平成23年	8月10日	更新許可
平成25年	8月10日	更新許可
平成27年	8月10日	更新許可
平成29年	8月21日	更新許可
令和元年	8月13日	更新許可
令和2年	9月8日	変更届(施設の入替)

- 取扱廃棄物の種類
廃プラスチック類(ただし、一般廃棄物で再資源化可能なものに限る。)
- 作業区分及び処理能力
破碎 107.95トン/日(17時間)
- 施設の設置場所
京都市伏見区羽東師古川町403番1, 403番2, 635番5
- 施設の設置年月日
令和2年8月31日
- 許可条件
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律, 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(以下「条例」という。), その他関係法令を遵守すること。
(2) その他市長の指示に従うこと。
- 手数料
手数料は, 条例に定める額を超えて徴収してはならない。
- 許可の取消し又は業務の停止
廃棄物の処理及び清掃に関する法律, 条例, 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則又は京都市長の指示に違反する行為をしたときは, 許可の取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じる。
この場合に生じた損失に対して, 市はその責を負わない。